

生駒市公共施設等マネジメント推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市の公共施設及びインフラ施設（以下「公共施設等」という。）を全庁横断的な体制のもと総合的かつ計画的にマネジメントするため、生駒市公共施設等マネジメント推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 公共施設等の現状及び課題の把握に関すること。
- (2) 公共施設等の管理方針に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、公共施設等の総合的かつ計画的なマネジメントを推進するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、副市長、市長部局の部長、消防長並びに教育委員会事務局の部長をもって組織する。

- 2 推進会議に会長及び副会長を置き、会長は副市長をもって充て、副会長は都市整備部長をもって充てる。

(会議)

第4条 会長は、必要に応じて推進会議を招集し、これを主宰する。

- 2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(関係職員の出席等)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、関係職員を推進会議に出席させ、所管事務等について説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループの設置)

第6条 推進会議の所掌事務のうち、あらかじめ調査研究及び調整が必要な事項について検討するため、推進会議の下にワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループは、会長が指名する職員をもって組織する。

(庶務)

第7条 推進会議及びワーキンググループの庶務は、施設マネジメント課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議及びワーキンググループの運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月９日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。